

## 地域審議会を設置することに関する協議

(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、区域を大船渡市に編入する前の気仙郡三陸町(以下「設置区域」という。)を対象とする地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会を大船渡市三陸地域審議会(以下「審議会」という。)と称する。

(所掌事項)

第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置区域に係る合併建設計画(以下「建設計画」という。)の変更及び執行状況、ふるさと創生基金の用途並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること
- (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 審議会は委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の人数は3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

( 審議会の意見聴取等 )

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

( 設置期間 )

第 9 条 審議会の設置期間は、平成 13 年 11 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

( 庶務 )

第 10 条 審議会の庶務は、大船渡市三陸支所において処理する。

( 補則 )

第 11 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この協議は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。

平成 13 年 9 月 7 日

大船渡市長 甘 竹 勝 郎

三陸町長 佐々木 菊 夫